

議案第 88 号

箱根町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 28 年 11 月 24 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

人事院勧告に基づき、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律の一部が改正され、給料表、勤勉手当の支給割合等の改定が行われるため、職員の給与についても、これに準じた措置を講じる必要があることから、本条例案を提出するものである。

## 箱根町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 箱根町職員の給与に関する条例（昭和32年箱根町条例第18号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第1号中「100分の80」を「100分の90」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の42.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

給料表

(単位:円)

級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額	6級 給料月額	7級 給料月額	8級 給料月額
1	141,600	178,200	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800	407,300
2	142,700	179,900	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400	409,700
3	143,900	181,600	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900	412,200
4	145,000	183,300	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500	414,600
5	146,100	184,800	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500	416,500
6	147,200	186,600	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000	418,800
7	148,300	188,400	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300	420,900
8	149,400	190,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800	423,100
9	150,500	191,700	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300	425,100
10	151,900	193,500	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000	427,200
11	153,200	195,300	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600	429,300
12	154,500	197,100	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300	431,400
13	155,800	198,700	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700	433,100
14	157,300	200,500	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000	434,900
15	158,800	202,300	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200	436,900
16	160,400	204,100	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600	438,900
17	161,700	205,800	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400	440,800
18	163,200	207,600	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400	442,600
19	164,700	209,400	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300	444,400

20	166,200	211,200	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100	446,100
21	167,600	212,600	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000	447,900
22	170,300	214,400	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800	449,400
23	172,900	216,100	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600	450,800
24	175,500	217,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500	452,300
25	178,200	219,600	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300	453,700
26	179,900	221,300	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800	455,000
27	181,600	222,900	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300	456,300
28	183,300	224,500	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900	457,500
29	184,800	226,000	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500	458,500
30	186,600	227,700	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800	459,200
31	188,400	229,300	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100	460,000
32	190,100	230,900	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300	460,700
33	191,700	232,200	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500	461,400
34	193,200	233,700	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800	462,200
35	194,700	235,100	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100	462,900
36	196,200	236,400	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300	463,500
37	197,500	237,700	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500	464,000
38	198,800	238,900	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300	464,600
39	200,100	239,900	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100	465,200
40	201,400	241,100	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900	465,800
41	202,700	242,400	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500	466,300
42	204,000	243,600	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200	466,800
43	205,300	244,800	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900	467,200
44	206,600	246,100	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600	467,500
45	207,800	247,000	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400	467,800
46	209,100	248,400	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200	
47	210,400	249,800	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600	
48	211,700	251,300	306,200	351,800	371,300	398,100	439,300	
49	212,800	252,700	307,300	353,400	372,200	398,700	439,800	
50	213,900	254,100	308,800	354,200	373,000	399,300	440,200	

51	214,900	255,500	310,300	355,400	373,800	399,800	440,600	
52	216,000	256,800	311,900	356,400	374,600	400,500	441,000	
53	217,100	258,000	313,500	357,300	375,300	401,200	441,400	
54	218,100	259,300	315,100	358,400	376,000	401,900	441,800	
55	219,000	260,700	316,700	359,300	376,700	402,600	442,200	
56	220,000	262,000	318,200	360,400	377,400	403,100	442,500	
57	220,600	263,300	319,700	361,300	377,900	403,700	442,800	
58	221,500	264,400	320,900	362,000	378,500	404,300	443,200	
59	222,300	265,700	322,100	362,700	379,100	404,900	443,500	
60	223,200	267,000	323,300	363,400	379,800	405,500	443,800	
61	223,900	268,000	324,000	363,800	380,200	406,000	444,100	
62	224,900	269,100	324,900	364,400	380,900	406,700		
63	225,700	270,400	325,700	365,100	381,500	407,300		
64	226,600	271,700	326,500	365,800	382,100	407,800		
65	227,300	272,800	327,400	366,100	382,500	408,100		
66	228,100	273,800	327,800	366,800	383,100	408,700		
67	229,000	274,800	328,500	367,500	383,700	409,400		
68	230,100	275,900	329,300	368,200	384,300	409,900		
69	230,800	277,100	330,100	368,500	384,700	410,400		
70	231,500	278,100	330,800	369,100	385,200	411,100		
71	232,100	279,000	331,500	369,800	385,700	411,800		
72	232,900	280,000	332,200	370,400	386,300	412,500		
73	233,700	280,700	332,700	370,700	386,600	412,900		
74	234,400	281,600	333,300	371,300	387,300	413,600		
75	235,100	282,300	333,800	372,000	388,000	414,300		
76	235,700	283,200	334,400	372,600	388,500	415,000		
77	236,400	284,200	334,700	373,000	388,800	415,500		
78	237,200	285,000	335,200	373,500	389,500	416,200		
79	238,000	285,800	335,600	374,100	390,200	416,900		
80	238,700	286,600	336,100	374,600	390,900	417,600		
81	239,400	287,400	336,500	375,100	391,400	418,100		

82	240,100	287,900	337,000	375,700	392,100	418,800		
83	240,800	288,300	337,500	376,200	392,800	419,500		
84	241,500	288,800	338,000	376,500	393,400	420,200		
85	242,100	288,900	338,300	376,900	393,900	420,700		
86	242,800	289,300	338,700	377,400	394,500	421,400		
87	243,500	289,500	339,200	377,800	395,100	422,100		
88	244,200	289,900	339,600	378,200	395,700	422,800		
89	244,900	290,100	339,900	378,600	396,400	423,300		
90	245,400	290,300	340,300	379,100	397,000	424,000		
91	245,800	290,700	340,800	379,500	397,600	424,700		
92	246,300	291,000	341,200	379,900	398,200	425,400		
93	246,600	291,300	341,400	380,200	398,900	425,900		
94		291,600	341,800		399,500			
95		291,900	342,300		400,100			
96		292,300	342,700		400,700			
97		292,600	342,800		401,400			
98		293,000	343,300		402,000			
99		293,300	343,700		402,600			
100		293,700	344,000		403,200			
101		293,800	344,300		403,900			
102		294,000	344,700					
103		294,400	345,100					
104		294,800	345,500					
105		295,000	346,000					
106		295,300	346,400					
107		295,700	346,800					
108		296,100	347,200					
109		296,300	347,700					
110		296,600	348,100					
111		297,000	348,400					
112		297,300	348,700					

113		297,500	349,200					
114		297,800						
115		298,200						
116		298,500						
117		298,700						
118		299,100						
119		299,500						
120		299,800						
121		299,900						
122		300,200						
123		300,500						
124		300,900						
125		301,100						
再任用	150,400	187,200	214,700	245,900	258,800	279,000	294,400	319,900

第 2 条 箱根町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項第 2 号中「及び孫」を削り、同項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫  
第 6 条第 3 項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については 1 人につき 6,500 円、前項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 10,000 円とする。

第 7 条第 1 項中「各号の 1」を「各号のいずれか」に改め、「(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第 1 号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときはその旨を含む。)」を削り、同項第 2 号中「前条第 2 項第 2 号又は第 4 号」を「扶養親族たる子又は前条第 2 項第 3 号若しくは第 5 号」に改め、同項第 3 号及び第 4 号を削り、同条第 2 項中「生じた場合においては」を「生じたときは」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第 3 項中「これを受けている職員に、更に第 1 項第 1 号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手

当を受けている職員について同項第 3 号若しくは第 4 号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった」を「次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた」に、「これらの」を「その」に、「扶養手当を受けている職員に更に第 1 項第 1 号」を「第 1 号」に改め、「(扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定」を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第 1 項第 1 号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第 1 項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合
- (3) 職員の扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

第 17 条第 2 項第 1 号中「100 分の 90」を「100 分の 85」に改め、同項第 2 号中「100 分の 42.5」を「100 分の 40」に改める。

## 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の箱根町職員の給与に関する条例(以下「第 1 条改正後条例」という。)の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。  
(給与の内払)
- 3 第 1 条改正後条例の規定を適用する場合においては、改正前の箱根町職員の給与に関する条例の規定に基づいて支払われた給与は、第 1 条改正後条例の規定による給与の内払とみなす。

(平成 30 年 3 月 31 日までの間における扶養手当に関する特例)

4 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間は、第 2 条の規定による改正後の箱根町職員の給与に関する条例(以下「第 2 条改正後条例」という。)第 6 条第 3 項並びに第 7 条第 1 項及び第 3 項の規定の適用については、第 6 条第 3 項中「扶養親族たる配偶者、父母等については 1 人につき 6,500 円、前項第 2 項に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については 1 人につき 10,000 円」とあるのは「前項第 1 号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。)については 10,000 円、同項第 2 号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については 1 人につき 8,000 円(職員に配偶者が不在の場合にあっては、そのうち 1 人については 10,000 円)、同項第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。)については 1 人につき 6,500 円(職員に配偶者及び扶養親族たる子が不在の場合にあっては、そのうち 1 人については 9,000 円)」と、第 7 条第 1 項中「その旨」とあるのは「その旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第 1 号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。)」と、同項中「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第 2 項第 3 号若しくは第 5 号に該当する扶養親族が満 22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)」とあるのは

「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第 2 項第 3 号若しくは第 5 号に該当する扶養親族が、満 22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。)

(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)

(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第 1 号に該当する場合を除く。)」と、第 7 条第 3 項中「の改定」とあるのは「の改定(扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子

で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。